

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まるとどうなるの？

まだまだ皆さんにとってわかりにくいこの制度。今回は保険証や手続き、保険料にポイントをしぼって質疑応答（Q&A）方式でお知らせします。



保険証や手続きについて

Q 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まると、どんな手続きが必要ですか。

A 現在75歳以上の方は、平成20年4月から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。特に手続きは必要ありません。平成20年3月末までにお手元に保険証が届きます。

※現在、75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方で、老人保健制度で医療を受けている方は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので特に手続きの必要ありません。

Q 私は現在74歳で、平成20年4月20日に75歳になります。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どんな手続きが必要ですか。

A あなたの場合、平成20年4月20日の誕生日から自動的に被保険者となります。特に手続きは必要ありません。75歳の誕生日前には、お手元に保険証が届きます。

※平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きの必要はありません。

Q 私は現在76歳で、老人保健の受給者証と健康保険証（国民健康保険や社会保険証）を持って病院等にかかっています。窓口で支払う医療費の自己負担は1割ですが、平成20年4月からはどうなりますか。

A 平成20年4月からは後期高齢者医療制度の保険証で病院等にかかっています。今まで使っていた国民健康保険証や社会保険証、老人保健の受給者証は平成20年4月からは使えなくなります。また、医療費の負担割合は所得に応じて1割または3割で、現在の老人保健制度と変わりません。

※今まで社会保険の被扶養者だった方（配偶者や子供の扶養等）も、平成20年4月からは社会保険の扶養から抜けて、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

保険料の軽減について

Q 保険料の軽減措置はどれくらい？

A 所得の低い方と今まで社会保険の被扶養者で保険料を納めていなかった方には保険料の均等割部分を軽減する制度があります。世帯の所得（世帯主と被保険者の所得）が低い方は、世帯の所得額に応じて7割・5割・2割軽減されます。

また、社会保険の被扶養者だった方は、制度加入から2年間は所得割が賦課されず、均等割が5割軽減されます。ただし、平成20年度においては、4月から9月までの6カ月間は保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までの6カ月間は、保険料の1割を納めていただくこととなります。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線110）へ。

保険料について

Q 保険料は払わなくてはいけないの？

A 今までの老人保健制度では、高齢者の医療費の増加に伴い、市町村ごとの制度の運営が困難となったため、75歳以上の方にも一部保険料をいただき、都道府県ごとに運営する後期高齢者医療制度が創設されました。

後期高齢者医療制度は、公費5割、現役世代からの支援金4割、75歳以上の方一人ひとりが納める保険料1割で運営されます。

保険料は、皆さんが安心して医療を受けるために必要な財源となりますのでご理解ください。

Q 保険料の計算は？

A 保険料は被保険者ごとに計算されます。保険料の内訳は、被保険者全員が平等に負担する「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」に分かれます。所得割はその方の所得により賦課されますが、均等割には軽減措置があります。

Q 保険料はいくらかかるの？

A 均等割が42,530円（軽減前）、所得割は被保険者の所得金額から33万円を引いた額に所得割率（7.96%）をかけて算出します。均等割部分は、世帯の所得に応じて軽減措置があります。

Q 保険料はどのように納めるの？

A 年金を受給されている方は、原則として公的年金から保険料を天引きすることになります。それ以外の方（年額18万円以下の年金受給者や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2以上の方）は、町から送付される納付書により納めていただきます。

条例の一部改正

◇寄居町国民健康保険条例の一部改正

↓原案どおり可決

↓5議案とも原案どおり可決
説明 補正額は別表のとおりです。

◇平成19年度寄居町水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇平成19年度寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

◇平成19年度寄居町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◇平成19年度寄居町一般会計補正予算（第3号）

◇平成19年度寄居町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◇平成19年度寄居町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇平成19年度寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

◇平成19年度寄居町水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度補正予算



町議会第5回定例会（12月議会）が、12月4日から14日までの11日間の会期で開かれ、補正予算をはじめとした14議案の審議と3請願の審査が行われました。

別表：平成19年12月議会補正予算の内訳

単位：千円

区分	補正前の額	補正額	総額	
一般会計	9,757,181	33,399	9,790,580	
特別会計	国民健康保険	3,801,902	12,192	3,814,094
	下水道事業	1,040,213	7,463	1,047,676
	農業集落排水事業	249,898	2,902	252,800
水道事業会計	収益的収入	889,653	—	889,653
	収益的支出	886,104	1,426	887,530
	資本的収入	48,095	—	48,095
	資本的支出	419,597	644	420,241

説明 健康保険法等の改正に伴い、規定の整備を行うものです。
説明 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
説明 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正
説明 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
説明 寄居町職員の給与に関する条例の一部改正
説明 4議案とも原案どおり可決
説明 4議案とも期末手当の支給率を年間0・05カ月増とする等の改定を行うものです。

請願

↓不採択
説明 関係機関に対し、新たに最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出を求めたものです。
説明 町長および町議会議員の選挙の際に、選挙公報を発行するための条例の整備を求めたものです。
説明 橋の再建について
説明 不通となっている金尾地内の旧高柿橋の再建を求めたものです。
説明 最低保障年金制度の実現を求める意見書について

その他の議案等

↓4議案とも原案どおり可決
説明 町道路線の廃止
説明 町道路線の認定
説明 損害賠償の額を定めること
説明 財産の取得
説明 町道路線の認定
説明 4議案とも原案どおり可決
問い合わせ／議会事務局（☎581・2121内線340）へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご報告します。

- 【学校教育・教育活動のため】
 - ▼図書（鉢形城 90冊）大字桜沢 大谷清一様
 - ▼社会福祉のため
 - ▼金70,000円 四商工会青年部チャリティゴルフ実行委員会 委員長 瀧澤 忍様
 - ▼社会福祉のため
 - ▼金65,734円 寄居町商工会 会長 峯岸秀典様
 - ▼森林づくり活動のため
 - ▼金1,000,000円 匿名
 - ▼社会福祉のため
 - ▼金6,100円 古寄木同好会 代表 上田 久様
 - ▼絵本の充実のため
 - ▼図書券 寄居更生保護女性会 会長 三友松江 様
 - ▼町民福祉のため
 - ▼カラートレテレビ52型 ㈱荻野商店 代表取締役 荻野真仁 様